## 裁判官訴追委員会

**委員長選任**

十二月七日、裁判官訴追委員会は、欠員中の委員長を次のとおり選任した。

裁判官訴追委員会委員長　田村　憲久

# 人事異動

## 法務省

熊田　隆之　齋藤　毅　櫻井美津子
瀬ヶ沼典子　長田　弘子　古谷　直美
牧野　尚子　松本　美姫　本木　敦

平成三十年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に任命する

任期は平成三十年十一月三十日までとする（各通）

検事　坂本　三郎
同　松井　信憲
検事兼法務事務官　辻　雄介
検事兼法務事務官兼法務教官　佐藤　丈宜
法務事務官　江口　幹太
同　加藤　和孝
同　沼田　知之

平成三十年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする（各通）

検事　内野　宗揮
同　大野　晃宏
同　大谷　太
同　笹井　朋昭
同　竹林　俊憲
同　筒井　健夫
同　堂薗幹一郎
同　内藤惣一郎
同　中辻雄一朗
同　村松　秀樹
同　渡邊　ゆり

平成三十年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする（各通）（以上十二月四日）

（東京地方検察庁検事）検事　川村　明伸

辞職を承認する（十二月五日）

## 会計検査院

会計検査院事務総局次長　岡村　肇

会計検査院事務総長桜田桂海外出張不在中会計検査院法第十五条第二項の規定により会計検査院事務総長の職務を代行する（十二月九日）

# 叙位・叙勲

## ○叙位

（津山工業高等専門学校名誉教授）　小橋　義郎

従四位に叙する

正五位に叙する　新井由紀男

従五位に叙する　阿部　勝好

従五位に叙する　檜山　粂重
川原　恒雄　中田　嘉男
正八位　藤井　文英
藤川　尚　前田　正視
正八位　松下　正博
森田　稔
雪下　文衛

正六位に叙する（各通）　佐々木富治
石橋　英男　平原　興郎
根本　敏雄

従六位に叙する（各通）　甲斐　康真
平社　昭吾

従七位に叙する（各通）（以上十月三十一日）

（鳥取大学名誉教授）　後藤　甫

正四位に叙する　末廣　清明

正八位　中野　清次

正五位に叙する（各通）　大宅　政人
伊藤　克巳　吉岡　健
増野　克己

従五位に叙する（各通）　片山　文雄
正八位　金子　保榮
正八位　田上　順一

清水口　弘

正六位に叙する（各通）　大久保正一
浅井　忠夫　佐藤　忠正
大河原　潤　谷本　郁夫
川原　廣
下村　久夫

瀧　享司

畑中　次郎　丸山　一之

従六位に叙する（各通）　近藤　昭
向後　武司

正七位に叙する（各通）　戸塚　幸子
従七位に叙する（以上十一月一日）　木場　庸夫

正五位に叙する

従五位に叙する　加藤　陽平
大橋　勝利　菊池　忠正

従六位に叙する（各通）　齋藤　賢一
小川延次郎　清水　家次

正七位に叙する（各通）（以上十一月二日）　矢野　義臣
武藤　克弘

従五位に叙する　渡辺　重雄

正六位に叙する　西川　則一
荒川　義任　小林　孝

従六位に叙する（各通）

（長野県警部）　橋本　和彦

正七位に叙する（以上十一月三日）　中川　良昭
寺田　宣矩

正六位に叙する（各通）　木田　俊夫
安保　陵　今西　孝司
須賀一二三　山口　崩
弘中　英雄
渡邉　則光

従六位に叙する（各通）　竹原　昭二
進藤　光雄

正七位に叙する（各通）　武平　健次

従七位に叙する（以上十一月四日）　大友　俊八

正七位に叙する（十一月五日）　櫻井　新

従三位に叙する（十一月九日）

## ○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（十月三十一日）　中島　司
中村　美朗　中原　恒雄

旭日単光章を授ける（各通）（十一月一日）　綿貫　章一

瑞宝小綬章を授ける　新井由紀男
石橋　英男　川原　恒雄
中田　嘉男　藤川　尚
松下　正博

瑞宝双光章を授ける（各通）　平社　昭吾
雪下　文衛

瑞宝単光章を授ける（以上十月三十一日）　伊藤　克巳

瑞宝小綬章を授ける　近藤　昭
大河原　潤　谷本　郁夫
清水口　弘

田上　順一

畑中　次郎　丸山　一之

瑞宝双光章を授ける（各通）　浅井　忠夫
向後　武司　下村　久夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）　木場　庸夫

瑞宝双光章を授ける（各通）　清水　家次

瑞宝単光章を授ける（各通）　齋藤　賢一

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月二日）　武藤　克弘

瑞宝小綬章を授ける　西川　則一

（長野県警部）　橋本　和彦
三宅　精功

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）　渡邉　則光

瑞宝双光章を授ける（各通）　武平　健次

瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）

（国土交通技官）　和崎　正令

瑞宝双光章を授ける　大友　俊八

瑞宝単光章を授ける（以上十一月五日）

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、十二月六日午後五時五十四分御出門、日展百十年　改組　新第四回日本美術展覧会を御覧のため、国立新美術館（港区）へ行幸啓、同七時三分還幸啓になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

**人事交流を希望する民間企業の公募**

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成30年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成29年12月11日

人事院事務総長　古屋　浩明

記

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第2条第2項第4号の規定に基づき人事院規則で定める法人（信用金庫連合会、労働金庫、監査法人、弁護士法